

京療協発 21-20
平成 21 年 11 月 25 日

京都府健康福祉部長
浅田 良純 様

京都療養病床協会
会 長 清水 紘

介護職員処遇改善交付金に関する要望

晩秋の候、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の事業全般に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、介護人材の定着・拡充を目的として創設された「介護職員処遇改善交付金」については、10月31日時点で、全国の対象事業所のうち72%の申請に止まっていることが厚生労働省の発表で明らかとなり、京都府内においても概ね同様の申請状況であると聞いております。京都療養病床協会では本年7月に本交付金に対するアンケートを実施し、その結果をご報告すると共に、本制度の問題点を検討し、下記の通りまとめました。本交付金が真に介護職員をはじめとする処遇改善に繋がるよう要望いたします。

— 記 —

1. 処遇改善は職種を問わず、介護保険サービス全体の問題であり、ある職種にだけ特別に処遇改善を行うことでは解決されませんし、多職種の連携で成り立っている介護現場のチームワークを崩すことにも繋がりがねません。同じ事業所に働く職員が平等に処遇改善されるような仕組みとそれに見合う交付金の手当てが必要です。
2. 交付金は介護保険サービスに限定されていることから、病院においては介護療養病床に勤務する介護職員は交付金の対象になりますが、医療保険適用病床に勤務する介護職員は対象になりません。同一病院内に介護療養病床と医療保険適用病床の両方を有する病院では、同一職種でありながら介護療養病床と医療保険適用病床とで賃金差が生じることとなり、組織上のマネジメントの観点で問題が生じます。医療保険適用病床に勤務する者も交付金の対象に加えるべきです。
3. 交付金は賃金改善に要する費用以外の費用に充てることはできないことになっていますが、同一事業所内での賃金格差をなくすため教育・研修の充実等により処遇改善する費用も交付金の対象として認められるべきです。
4. 交付金の期限は平成23年度末までとなっていることから、賃金改善は限定的な手当や一時金への上乗せに止まっていることと思われます。しかし、介護分野で働く労働者の処遇改善が目的ならば、将来にわたって賃金水準の引き上げが可能となるよう時限的措置を撤廃すべきです。
5. 平成22年度分から実施されるキャリアパスに関する要件については、早急にその具体的内容を明確にして頂くと共に、キャリアパス要件に係る十分な交付金の手当てされることを要望します。

以上